○農林水産省告示第二千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山字百浦二三〇九、二四一一から二四一四まで、字松山二四一五の一、二四四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡泰阜村六二九二の一九から六二九二の二一まで、六二九二の四二、六二九二の四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山字百浦二三〇九、二四一一から二四一四まで、字松山二四一五の一、二四四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県大町市大町字長平八〇五四の八六から八〇五四の九一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字中小谷字金山丙二一八〇の一、丙二一八〇のイの一、丙二一八〇のロの二、丙二一八〇のハの一、丙二一八〇のニ、丙二一八一のイ、字土谷池丙二二九二の一、丙二二九二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字会染二〇二三の二、二〇二四の二、二〇八三、二〇八五から二〇八七まで、二〇八九から二〇九一まで、二〇九四、二〇九五、二〇九七の一、二〇九九、二一〇一の一、二一〇五の一、二一〇六、二一〇七、二一〇九、二一一一から二一一三まで、二一一八から二一二〇まで、二一二一の一、二一二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字豊田字菖浦ケ沢五八八〇の九、五八八〇の八五から五八八〇の八七まで、五八八〇の八九、五九二〇のイ、五九二二のイ、五九二二のロ、五九二六のイ、五九二六のハ、五九二七の一、五九二八の一、五九二九の一、五九二九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字神巻沢一〇六八の一八から一〇六八の二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字四賀字鎮守澤通三四五〇から三四五四まで、三四五五の口、三四五六のイ、三四五六のハ、三四五六のニ、三四五八、三四五九、三四六〇のイ、三四六〇の口、三四六一から三四六三まで、三四六五から三四六七まで、字鷹見場通三五四五から三五四七まで、字井手通三七九六、三七九七、三七九九、字割石通三八三二のイ、三八三二のロ、字御嶽山通三八五七、三